

平成元年四月十八日受領
答 弁 第 一 五 号

内閣衆質一一四第一五号

平成元年四月十八日

内閣総理大臣 竹 下 登

衆議院議長 原 健三郎 殿

衆議院議員上田利正君提出株式会社宮入バルブ製作所の経営権をめぐる争いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員上田利正君提出株式会社宮入バルブ製作所の経営権をめぐる争いに関する質問に対する答弁書

一について

御質問の株主総会招集許可申請事件については、私人間の民事事件であつて、その内容は承知していません。

二及び三について

特定の金融機関の個別具体的な融資事案に係る事柄について開示・言及することは、金融機関とその取引先との信頼関係が崩れ、円滑な金融取引に支障を来すおそれがあるとともに、ひいては預金者等に不安を与え、信用秩序に悪影響を及ぼすこととなりかねない。

御質問は、特定の金融機関と特定の企業との具体的な取引に係る事柄であるので、右に述べ

た理由により答弁を差し控えたい。